

関西大学先端科学技術推進機構安全委員会内規

制定 平成 20 年 3 月 10 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構規程第 17 条の規定に基づき、安全委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 委員会は、先端科学技術推進機構規程第 4 条及び第 5 条に規定する研究部門及び研究センターの研究目的を安全に達成するため、安全に関する事項を調査協議し、その実施の任に当たることを目的とする。

(構 成)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 先端科学技術推進機構長及び副機構長
- (2) 部門長 4 名
- (3) 各センターの長
- (4) 先端科学技術推進機構グループ長

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、機構長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運 営)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(任 期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(協議事項)

第 7 条 委員会は、次の事項を調査協議する。

- (1) 安全に対する基本対策に関する事項
- (2) 研究員等の安全に関する事項
- (3) 危険及びその再発の防止に関する事項
- (4) 事故発生の際の処置及び改善策に関する事項
- (5) その他安全に関する事項

2 委員長は、必要に応じて研究等の安全確保に関し、研究員に報告を求めることができる。

(所 管)

第 8 条 委員会の事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

附 則

1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 関西大学ハイテク・リサーチ・センター安全委員会要項（平成 10 年 4 月 3 日制定）及び関西大学学術フロンティア・センター安全委員会要項（平成 10 年 4 月 3 日制定）は、廃止する。

3 この内規施行後最初に第 3 条第 1 項により選出される委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規（改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。